

県・市町村の連携の現状について

平成28年10月27日
企画振興部

◎ 市町村間の連携

【制度によるもの】

共同処理制度	数	主な取り組み内容
《別法人の設立によらないもの》		
協議会	1	下水道共同管理
機関等の共同設置	2	介護認定審査
事務の委託	84	公務災害、介護認定審査、ごみ処理、し尿処理、消防、救急、教育、火葬場
事務の代替執行	0	
連携協約	0	
定住自立圏	4	休日・夜間診療体制の充実、子育て支援センターの相互利用、ナラ枯れ被害対策、相談事業の拡大、職員研修の拡充
連携中枢都市圏	0	
《別法人の設立によるもの》		
一部事務組合	18	広域行政圏計画、病院、老人福祉施設、上下水道、ごみ処理、し尿処理、リサイクル施設、消防、救急
広域連合	2	国民健康保険、母子福祉、障害区分認定審査、後期高齢者医療、調査研究

《出典》H28 地方公共団体の事務の共同処理状況調、山形県市町村概要 (H27 刊)

◎ 県と市町村の連携

1 制度によるもの

共同処理制度	数	主な取り組み内容
事務の委託	52	公平委員会事務の県（人事委員会）への委託
一部事務組合	1	病院（置賜広域病院組合）

2 市町村長会議等を通じた総括的な取り組み

各市町村との情報共有や事業の連携を図るため、各自治体のトップへの説明、意見交換の機会を設けている。

○市町村長会議

- ・ 県政運営の説明等、知事と市町村長との意見交換
- ・ 参加者：市町村長、知事、副知事、県幹部
- ・ 開催時期：例年5月中旬

○県・市町村行政懇談会

- ・ 次年度の県政運営の考え方の説明等、知事と市町村長・市町村議会議員との意見交換
- ・ 参加者：市町村長、市町村議会議員、知事、副知事、県幹部
- ・ 開催時期：例年10月下旬

3 各分野における連携の主な例

○税収確保に向けた徴収対策

- ・地方税の徴収対策は、第一義的には、個々の自治体が自らの責任において取り組むべき課題であるが、県と市町村に共通した最重要課題であるため、「山形県地方税徴収対策本部」等を設置し、両者が連携した対策を実施している。

【具体的な連携の取組み】

① 共同での徴収対策

個人住民税の滞納事案について、解決手法を検討する事案検討会を経たうえで、

- ・共同催告（市町村長と総合支庁長の連名での文書による催告）
- ・共同徴収（それぞれの税務担当職員がチームを編成し、納税交渉等を実施）
- ・直接徴収（市町村から引き継ぎ、県が滞納整理等を実施） 等

② その他

- ・各種研修会、納税推進強調月間の設定

○地域コミュニティづくり

- ・人口減少及び少子高齢化の進展等により、単独の市町村だけでは対応困難な課題が表面化している中で、広域的・専門的見地から、市町村の要請に基づく地域づくりに関するアドバイザーを派遣するなど、県と市町村が一体となって、地域づくりの取組みを支援している。

【具体的な連携の取組み】

- ・市町村の要請に基づき、県のネットワークを活用し、適切なアドバイザーを地域に派遣することで、地域づくりの取組みを促進
- ・今後は、県が「地域運営組織形成」に向けたモデル事業を先導的に実施し、モデル事業に取り組む地域に対し、県・市町村がそれぞれの特性を活かしながら連携して支援を実施

○移住交流施策

- ・県が、全県の移住に関する情報発信や首都圏での移住相談体制の整備を行うとともに、市町村が、移住希望者の受入れ体制の充実に取り組むなど、それぞれの役割に応じた連携を図りながら、取組みを進めている。

【具体的な連携の取組み】

① 移住交流推進協議会の設置・運営

- ・県内4地域において、県と全市町村を構成員とする協議会を設置
- ・ふるさと回帰支援センター（東京交通会館内）などを会場に、県と市町村が連携し、移住セミナーを開催

② やまがた移住交流体験プログラム（山形暮らし体験ツアー）

- ・市町村から提供を受けたプログラム素材を基にツアー全体を県が調整。ツアー実施にあたっては、該当市町村が現場で参加者をフォローするなど、県と市町村とが連携して事業を展開

○水道事業のあり方の検討

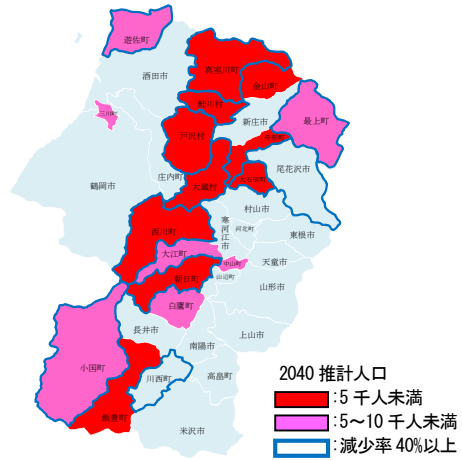
- ・水道事業は住民生活に不可欠であるものの、人口減少や節水意識による料金収入の減少、施設の大量更新時期を迎えるなどの課題を抱えており、経営基盤の強化や効率化、共通課題の解決等のため、県と市町村が一緒になり検討する場を設けた。

【具体的な連携の取組み】

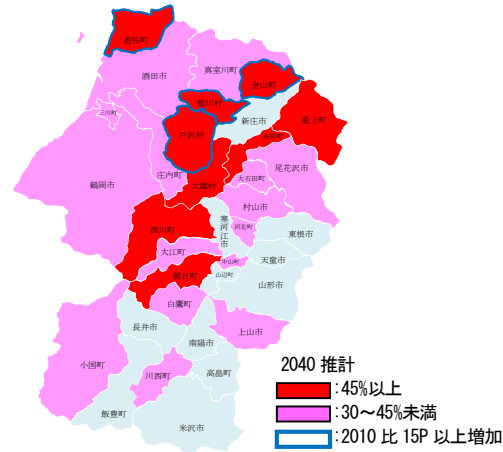
- ・「水道事業のあり方検討会」の開催

市町村を取り巻く環境の変化

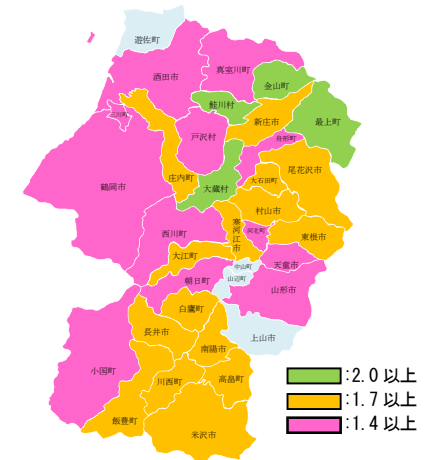
【将来人口推計 (2010⇒2040)】



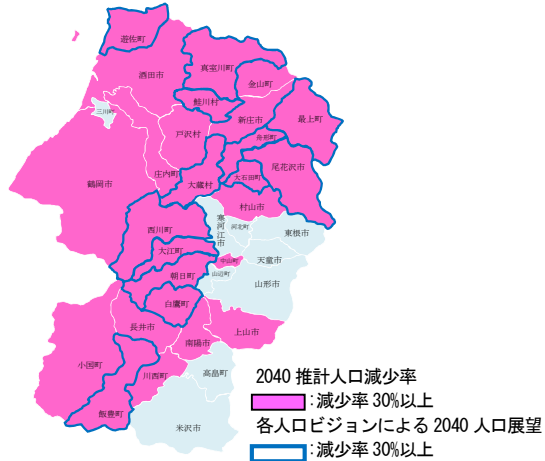
【高齢化率 (2010⇒2040)】



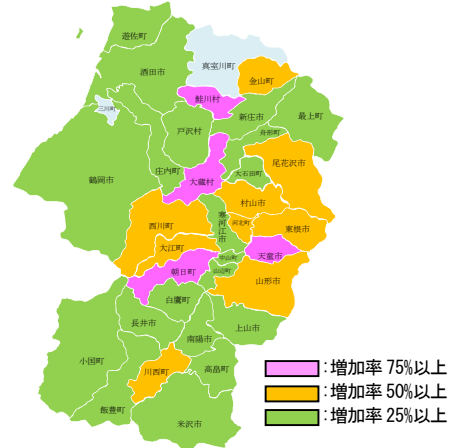
【合計特殊出生率 (2000)】



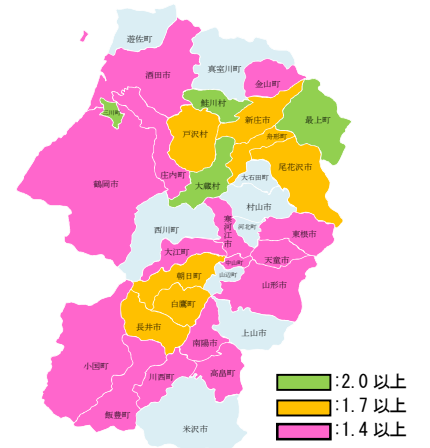
【人口ビジョン (2010⇒2040)】



【高齢単身世帯増加率 (2000⇒2010)】



【合計特殊出生率 (2014)】



広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

制度の概要

運用状況(H26.7.1現在)

法人の設立を要しない簡便な仕組み

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数: 210件
○主な事務: 消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)、

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数: 416件
○主な事務: 介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数: 5,979件
○主な事務: 住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数: 1,515件
○主な事務: ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数: 115件
○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

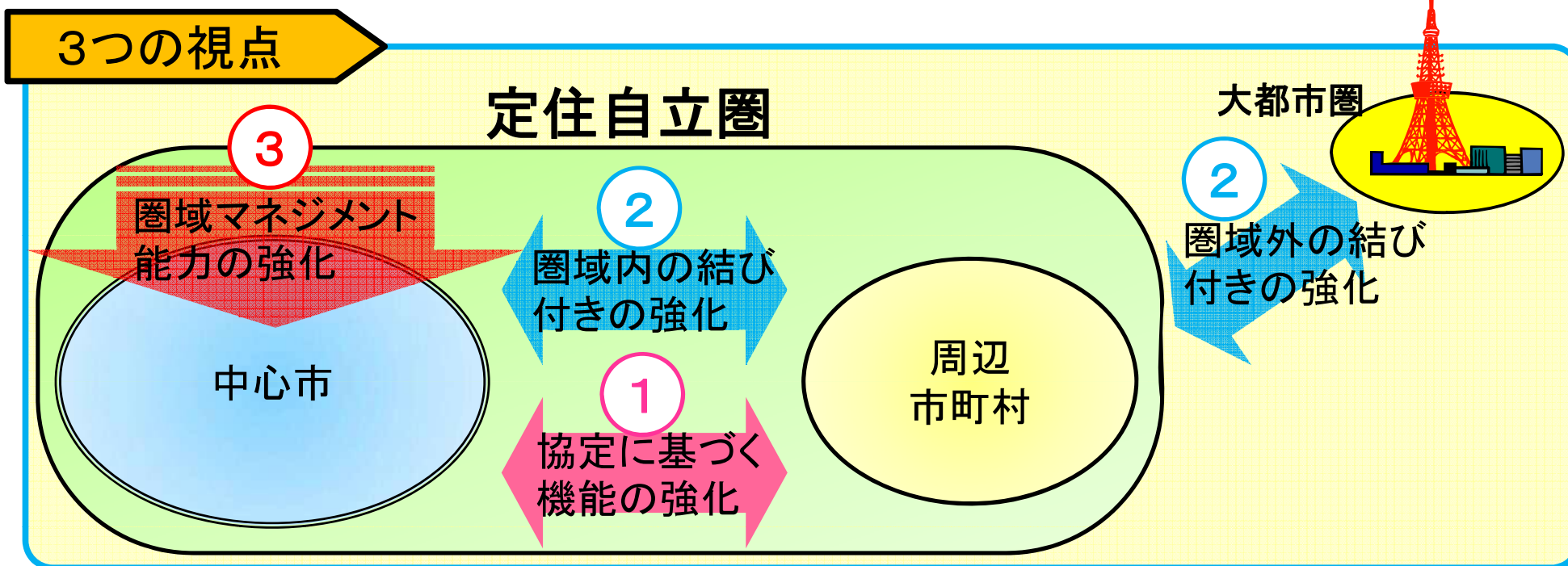
別法人の設立を要する仕組み

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

定住自立圏における施策の基本的考え方

3つの視点



新しい枠組みの構築

- 国・都道府県・市町村という枠組みの下ではこれまで困難とされてきた施策や権限移譲を特例的に行う。

人材の確保・育成

- 地域における人材の発掘、育成や、大都市圏から地方圏への人材環流を促す取り組み等を支援。

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

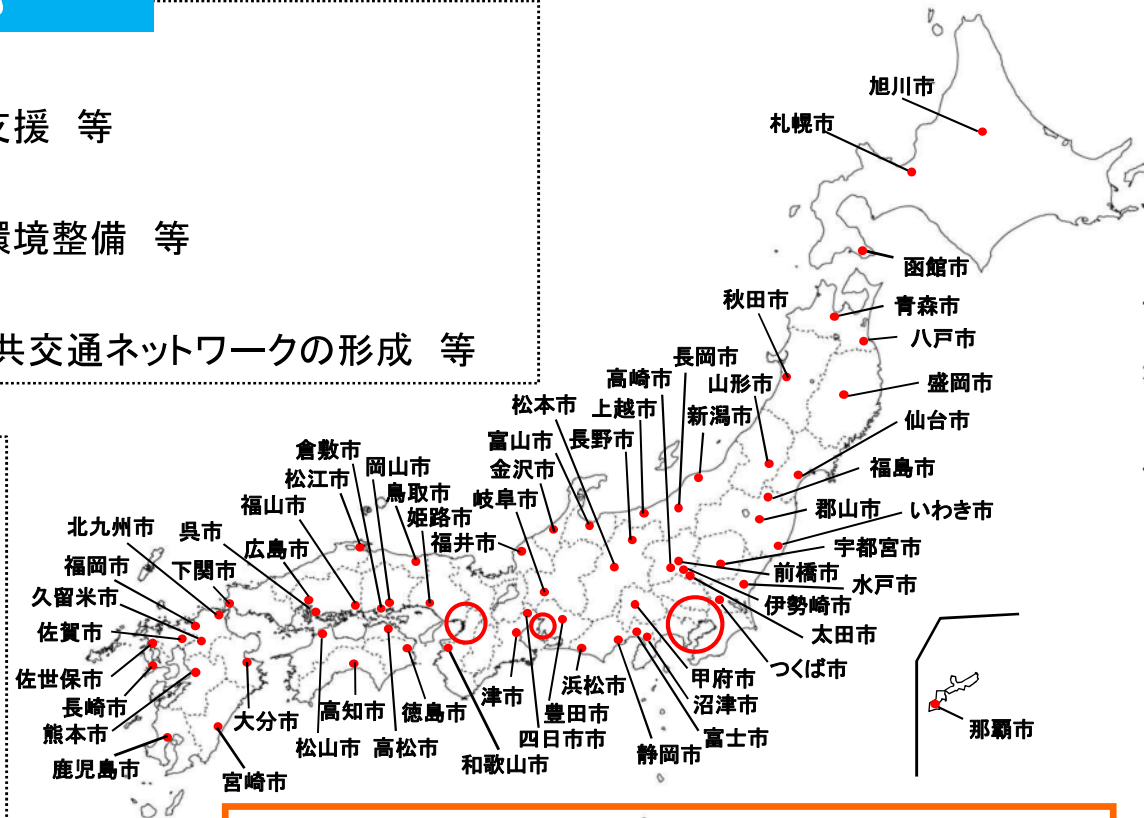
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入
(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施
- 平成27年度も、国費により支援(H27当初予算案2.0億円)
- 同事業を検証し、平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



○具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)
※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
②昼夜間人口比率おおむね1以上
を満たす都市(●)を中心とする圏域
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○は、三大都市圏